

第2回 枚方市空家等対策協議会 全体会

令和5年3月20日 計画管理部会終了後
枚方市役所 別館4階 第二委員会室
※一部Webexによるオンライン会議

【案件】

1. 特定空家等の認定について（諮問）
2. 特定空家等の認定後の手続きについて

諮 問 趣 旨

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という）が平成27年5月に施行され、本市でも「枚方市空家等及び空き地等の対策に関する条例」（以下「条例」という）を平成28年12月に策定し、著しく保安上の危険性や衛生上の有害性が高いと認められる空家等については、特定空家等への対応手順や判断基準を定め、対応を進めているところです。

本市にある空家等についても、そのまま放置すれば倒木等、著しく保安上危険となる恐れが高い状態にあり、周辺の居住者及び通行人等に悪影響をもたらす恐れが高まっているものがあります。しかし、当該家屋の所有者とは連絡が取れず、管理者に指導を行うも一向に改善されません。

よって、この空家等につきまして、その悪影響の程度と危険等の切迫性を総合的に考慮し、法第2条第2号に規定する「特定空家等」に該当するとの判断を行うにあたり、条例第16条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めるものです。

【案件】 特定空家等の認定後の手続きについて

